

東御市公金事務取扱手数料に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社八十二銀行（以下「乙」という。）は、平成16年4月1日に締結した東御市指定代理金融機関事務取扱に関する契約書に基づき、公金取扱事務手数料に関し次のとおり協定する。

（公金取扱事務手数料）

第1条 甲は、乙に対し次の公金取扱事務手数料を乙の請求に基づき支払うものとする。

- (1) 口座振替手数料 振替請求1件当たり10円
- (2) 書類による口座振替の手数料 依頼件数1件当たり50円
- (3) 窓口収納手数料 現金及び証券による収納
納付書1枚当たり30円
- (4) 公金振込手数料（消費税等を含む）

取扱区分		八十二銀行宛		他金融機関
		同一店内	本支店宛	他行宛
帳票扱いによる振込1件当たり、但し手数料受取人負担の振込及び指定金融機関への回送を除く	3万円未満	105円	315円	630円
	3万円以上	315円	525円	840円
磁気媒体・データ伝送による振込		無料		

（請求方法）

第2条 乙は、第1条の手数料を毎月当該月分を取りまとめ、翌月の10日までに甲に請求する。

この場合において、口座振替手数料及び窓口収納手数料においては、それぞれ当月の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

（手数料の改定）

第3条 将来、取扱事務コスト等を勘案し、甲・乙協議のうえ公金事務手数料を改定することができるものとする。

（協定の期間等）

第4条 この協定の実施期間は、平成19年8月1日からとする。

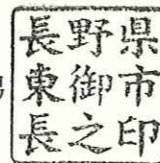
（既協定書の失効）

第5条 本協定書の締結に伴い、平成16年4月1日付「東御市公金事務取扱手数料に関する協定書は、失効するものとする。

この協定書の締結を証するため正本2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年8月1日

甲 東御市県281番地2
東御市長 土屋 哲男



乙 長野市大字中御所字岡田178番地8
株式会社八十二銀行
取締役頭取 山浦 愛幸

